

駐車監視員活動ガイドライン内における放置車両確認標章取付状況

広島南警察署

違法駐車の問題

違法駐車によって、慢性的な交通渋滞の誘発や駐車車両が死角となって歩行者や自転車の発見が遅れ交通事故の原因となるほか、緊急時における救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げになるなど、違法駐車は一人ひとりの生活に著しい弊害をもたらしています。

違法駐車取締り

警察では、重点的に取締りを行う場所や区間を「駐車監視員活動ガイドライン」として定め、警察官や駐車監視員において、放置車両となる運転者が車両を離れて直ちに運転できない状態を確認し、放置車両確認標章の取付けにより、運転者や使用者の責任追及を行っています。

違法駐車による弊害



令和7年中の駐車監視員活動ガイドライン内における放置車両確認標章取付状況

区 域	取 付 状 況
JR広島駅南口及び北口ロードー、松原町、大須賀町、猿猴橋町、荒神町、東荒神町、西荒神町及びその周辺	39 件
的場町1・2丁目、稲荷町、京橋町、金屋町、松川町、段原1～4丁目、段原山崎1丁目、段原南1・2丁目、比治山町、比治山本町、比治山公園及びその周辺	270 件
西蟹屋1～4丁目、南蟹屋1・2丁目、大州1～5丁目及びその周辺	14 件
段原日出1・2丁目、段原山崎2・3丁目、上東雲町、東雲1～3丁目、東雲本町1～3丁目、東本浦町、仁保新町1・2丁目、出汐1～4丁目、霞1・2丁目、西霞町、東霞町及びその周辺	53 件
旭1丁目～3丁目、西旭町、翠1～5丁目、西翠町、皆実町1～6丁目及びその周辺	94 件
宇品西1～6丁目、宇品御幸1～5丁目、出島1丁目及びその周辺	106 件
宇品神田1～5丁目、宇品東1～7丁目、宇品海岸1～3丁目及びその周辺	254 件

注1: 令和7年1月1日から12月31日までの取付状況を表示しています。

注2: 駐車監視員活動ガイドライン区域及びその周辺の取付状況となります。

注3: 放置車両の確認の対象となる車両は、自動車(含む自動二輪車)及び原動機付自転車となります。

放置駐車違反について

✿ 短時間でも駐車違反になるので注意が必要です

放置駐車とは「車両を離れて直ちに運転できない状態のこと」です。

短時間でも駐車違反になるので、道路に駐車することなく駐車場などを利用しましょう。

✿ 歩道にバイクは駐輪できません

原付バイクや二輪車でも、歩道に駐輪すると駐車違反になります。

バイク専用の駐輪施設などを利用しましょう。

✿ 使用者の責任が追及される

使用者の方は、自分名義の車両を他人に貸す場合には注意が必要です。

放置駐車違反があった場合に、運転者(車両を借りた人など)が出頭しないときは、車両の使用者に対して『放置違反金の納付命令』が命じられます。

✿ 車両の使用が制限される

同じ車両が納付命令を繰り返し受けると、一定期間の間、車両の使用が禁止されます。